



この資料は、改訂・障害者相談支援従事者研修テキスト（主任研修編）を参考に作成しています。

令和8年度富山県・石川県・福井県主任相談支援専門員養成研修

研修・グループワークの運営方法 演習の部

令和8年10月20日（火）

石川県：野々市市障害者基幹相談支援センター 橋 直

富山県：社会福祉法人魚津市社会福祉協議会 柿本 尚子

本講のねらい

- 相談支援専門員が主体的に学ぶことができる場づくりの手法を修得する。
- 研修におけるグループワークの運営方法について修得する。

学習のポイント

- 安全な場づくり
- 情報の発散の技術
- 情報の収束と合意形成の技術
- 研修実施における企画と準備
- 参加者が主体的に学ぶ場づくり
- 本人の意思を尊重したカンファレンス
- 個別事例を協議会につなげる配慮と準備

【演習1-1】本人が安心して参加するための配慮と支援（本人の意思を尊重した会議）に関する演習

本人が安心して参加するための 配慮と支援に関する演習

【ねらい】

主任相談支援専門員が人材育成の一環として相談支援専門員が実施するサービス担当者会議等に参加した場合において、

①ご本人が安心して参加するために、どのような配慮や支援がなされていたか、また他に考えられる支援はないか。

②主任相談支援専門員として、どのような視点を持って参加することが必要か。

ということについて、グループワークを行う。

演習の進め方(40分)

この演習はグループメンバー5人全員で実施します。

1	5分	事例を全体進行が説明する
2	10分	個別ワーク
3	20分	①自己紹介(アイスブレイク) ①ご本人が安心して参加するために、どのような支援がなされていたか、また他に考えられる支援はないか。 ②主任相談支援専門員として、どのような視点を持って参加することが必要か。押さえておきたい視点を確認する
4	5分	グループワークの共有 演習担当者のコメント

演習事例

(サービス担当者会議)

支援対象 和男さん(45歳、男性) 発達障害、精神障害

状況	・ 高齢の母との生活を続けてきたが、母は認知症を患い、入院をきっかけに、特別養護老人ホームへの入居が決まり、単身生活となることへの心配が生じている。 ・ 和男さんは、発達障害をベースに思春期に精神症状が表出し、精神科病院の入退院を繰り返しており、高齢の母との二人暮らしが10年ほど続いていた。 ・ 和男さんは、対人関係が苦手で、家事手伝いの生活を20年以上続けており、行政や地域住民とのコミュニケーションはほとんどなかった。そのため、和男さんと会話したことのある人は少なかった。 ・ 高齢の母は、自分が亡くなる前にと、和男さんの成年後見の申立を行っており、成年後見人が選任されていた。
相談支援のかかわり	・ 母の入院に伴って介護保険の訪問介護が利用できなくなることがわかり、和男さんの相談支援は、指定特定相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携でスタートした。 ・ 計画相談を担当する相談支援専門員は、地域の主任相談支援専門員の協力を得て、和男さん、和男さんの成年後見人、精神科病院(通院先)のPSW、行政担当者、以前担当していた母のケアマネジャー、民生児童委員に連絡し、和男さんの今後についてのサービス担当者会議を、地域で初めて開くことにした。 ・ 基幹相談支援センターの主任相談支援専門員は、少しずつ和男さんの信頼関係を築き上げてきた。

サービス担当者会議

和男さんは、大勢のなかで会議に参加するのは初めてで、緊張しており、落ち着きがなく、不安そうにしていた。

相談支援専門員は、「まずは、和男さんのこれまでの生活状況を一緒に確認させていただきたい」と説明し、主治医の意見を述べた後、和男さんの生活状況について関係者に説明をお願いした。

民生
児童委員 これまで、和男さんの世話をお母さんが一手に担ってきました。お母さんが一緒に住めない状況では、和男さんが一人で生活するのは無理でしょう。近隣からも、「支援のある施設などでしてもらわないと心配だ」という声をきいています。

後見人 和男さんの後見人に就任して、1年半が経ちます。訪問時は、確かにお母さまも一緒でしたが、和男さん本人が興奮して暴れるような場面は見たことはありません。ただ、一人で家事をして暮らすことについては心配しています。

PSW 和男さんは、2か月に1回、定期受診をしています。主治医から「服薬だけ忘れなければ、ここ数年間は落ち着いており、入院せず過ごせている」と聞いています。お母さんの入院を受けて、現在は、週1回の服薬確認を含めた訪問看護の指示書が出されています。今後、通院をどうするのか心配ですが、ご自宅には、週1回の訪問看護の応援体制を整えています。

ケアマネ
ジャー お母さんの支援でかかわってきました。訪問介護を利用し始めた当初は、和男さんも緊張していましたが、最近は、だいぶ慣れて、調理の手伝いやごみ出しも時々手伝ってくれていました。

行政担当 緊急の入院対応もなく過ごせていますので、和男さんの生活については、障害福祉サービスでの支援もさせていただき、皆さんと一緒によい方法を考えたいと思います。

相談支援
専門員 和男さんもだいぶ緊張されており、ご自身ではご発言いただけませんが、ご自宅での生活を望まれていることは確かです。近隣の皆様が心配されているご様子もうかがいました。ご安心いただけるように緊急時を含めた支援も整えさせていただきますので、しばらくご本人の生活を見守っていただけないでしょうか。

相談支援専門員は、発言後、和男さんのサービス等利用計画について説明した。

主任相談支援専門員の役割

① ご本人が安心してサービス担当者会議に参加するために、どのような支援がなされていたか、また他に考えられる支援はないか。

② どのような視点を持ってサービス担当者会議に参加することが必要か。

● 例 本人が理解できるように工夫して情報の説明が行われているか。

【演習1-2】自立支援協議会における 地域課題の検討（個別事例を協議会に つなげる配慮と準備）に関する演習

協議会に関する演習

【ねらい】

ここでは主任相談支援専門員として、

- ①個別事例から見た地域課題について、自立支援協議会でどのように取り扱うか、そのための配慮や準備すべきことについて、グループワーク（実践的な情報交換）を行う。
 - ②地域における多職種連携を推進していくために、地域生活支援拠点や地域包括ケアシステムにも対応する必要があることを理解する。
- 個別課題を解決するために、その時々の方策に関心を寄せ、障害福祉計画に基づいて地域での検討状況を把握し、行政とも連携し自立支援協議会での検討を促す姿勢が求められている。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。

計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業、生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

富山県第7期障害福祉計画 (第3期障害児福祉計画)

がいようばん
概要版

と やま けん だい しゅうがい ふくし けい かく 富山県第7期障害福祉計画 (第3期障害児福祉計画)



れい お ねん がつ
令和6年3月
と やま けん
富山県



けい かく ちく てき しん じ 計画の目的・趣旨



しょうがいしゃおよびしょうがい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る障害福祉サービス
として、必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉
サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようになります。



きほんてき りん ねん 基本的理念



すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人
として尊重されるとともに、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、社会参加の機会の
確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わ
れることを基本とする障害者総合支援法の理念、児童が良好な環境において生まれ、かつ、
社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に度に応じて、その意見が尊重され、
その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければなら
ないとする児童福祉法の原理を踏まえ、次の点に配慮して計画を作成しています。

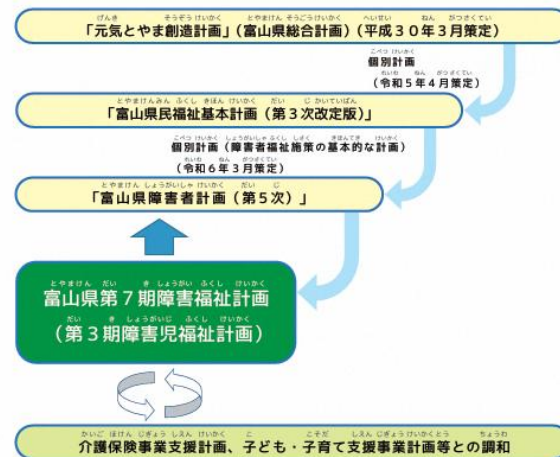
- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取組み
- (4) 地域生活の継続の支援、入所等から地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組定着



けい かく けい かく い ち づ 計画の性格・位置付け



しょうがいしゃの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定すると
ともに、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めた
計画です。計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3か年です。





成果目標及びサービス量等の見込み



1. 地域生活支援の充実

内 容	令和8年度目標
地域生活支援拠点の整備箇所数	令和8年度末までに各地域自立支援協議会で少なくとも1箇所
孤立化行動障害を有する障害者の支援体制の整備箇所数	令和8年度末までに各地域自立支援協議会で少なくとも1箇所

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

内 容	令和8年度目標
精神障害者の精神科床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上
精神科床における1年以上長期入院患者数	長期入院患者数（65歳以上）986人 長期入院患者数（65歳未満）584人
精神科床における早期退院率	入院後3ヶ月時点の退院率 68.9%以上 入院後6ヶ月時点の退院率 84.5%以上 入院後1年時点の退院率 91%以上

3. 福祉施設入所者の地域生活への移行

内 容	令和8年度目標
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	令和4年度時点の入所者1,303人のうち44人（3.4%）が移行
福祉施設入所者数の減	令和8年度末までに33人減（2.5%減）

4. 福祉施設から一般就労への移行等

内 容	令和8年度目標
福祉施設から一般就労への移行者数	180人（令和3年実績の1.40倍以上）
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%
就労定着支援事業所の利用者数	91人（令和3年実績の1.57倍以上）
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%



成果目標及びサービス量等の見込み



5. 障害児支援の提供体制の整備等

内 容	令和8年度目標
児童発達支援センター数	4圏域（6箇所以上）
インクルージョン推進体制の構築	4圏域（5箇所）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する市町村（圏域）数（事業所数）	4圏域（12箇所以上）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	県、4圏域、15市町村に設置
令和8年度末までに、県内において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、聴覚児の支援のための中核的機能を有する体制を確保する。	

6. 相談支援体制の充実・強化等

内 容
令和8年度末までに各地域自立支援協議会において、相談支援体制の充実・強化等の体制を確保する。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

内 容
令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築する。



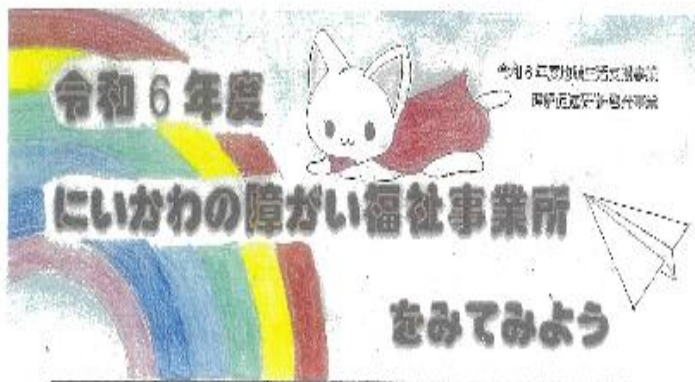
協議会に関する演習の進め方(40分)

この演習はグループメンバー5人全員で実施します。

1	3分	演習の趣旨と流れの説明
2	3分	地域課題の抽出(個人ワーク)
3	4分	取り扱う地域課題の選定(グループワーク)
4	25分	地域課題の解決に向けた討議(グループワーク) 主任相談支援専門員として、どのような準備をどのような順番で行うか
5	5分	全体共有とまとめ 実践等の紹介

ワークシート2(自立支援協議会における地域課題の検討)

和男さんのサービス担当者 会議から、どのような地域課題が推測されるか (個別ワーク)	
選択した地域課題 (グループワーク)	
残念ながら、皆さんの地域の自立支援協議会には、選択した地域課題に対応できる部会がありませんでした。 選択した地域課題を、自立支援協議会を通じて解決していくために、基幹相談支援センターの主任相談支援専門員として、どのような準備をどのような順番で行いますか。(グループワーク)	



12月3日(火)～9日(月)は「障がい者週間」です。

「障がい者週間」は、障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動へ積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。
今回石川・福井・富山3県の2市2町合同で障がい者福祉の現状について視察学習を行います。
障がい福祉事業所の取り組みを見ていただき、障がいのある人とない人がお互いに尊重し、さ
えあう「共生社会」について皆さん一緒に考えてみませんか？

日時：令和6年12月4日(水)

9:00集合～12:00ころ解散

★見学は2コースあります!!★

ひがしコース / にしコース

～各コース定員20名～

※詳しくは裏面をご覧ください

★参加費無料★

障がい福祉サ
ービス事業所の自主
運営が得意な方
にだけあてます。

お問い合わせ先

お住まいの福祉担当窓口

富山県社会福祉課 22-1305(富山)

入道町保健福祉課 72-3341(富山)

お申し込みの期日を必ず

お申し込みください。

黒部市福祉課 54-2502(黒部)

朝日町福祉課 88-1100(内陸 43)

お申し込みは11月20日(水)まで

にいかわの障がい福祉事業所をみてみよう

とき 令和6年12月4日(水)

【ひがしコース】

【にしコース】

9:00 入道町後援会・福祉委員会

9:15 入道町福祉委員会

「マナーの森、園」

入道町

「みんなの街(おさむ)」

・事業所説明

・施設見学

10:20 出発

10:30 ソーシャルインクルーシブ

・事業所説明

・施設見学

11:00 出発

11:15 入道町福祉委員会

「のびのびパーク」

・事業所説明

・施設見学

11:45 出発

12:00 入道町後援会・福祉委員会

9:00 黒部市役所正面集合・出発

9:15 黒部市役所

9:30 黒部市役所

グループホーム「大光寺」

グループホーム「つたの森」

・事業所説明

・施設見学

10:30 黒部市役所

「つたの森」

・事業所説明

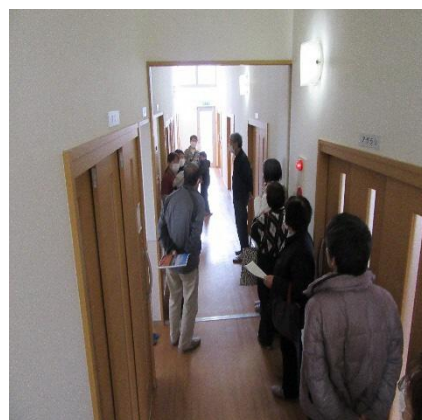
・施設見学

11:10 出発

11:20 黒部市役所

11:40 黒部市役所到着・解散

※ 雨天は中止となります。中止となる場合は、お申し込みの期日までにお知らせいたします。



協議会におけるファシリテーション

集合➡チームへ変換していく必要性

チームとは？

FT=黒子的な活動

- ①お互いの顔を見て【顔】
- ②目標・モチベーション・情報を共有して【情報】
- ③お互いに協力し、助け合う【協働や支援】

